別表第九（第七十七条、第七十九条関係）

届出漁業	海域
沿岸まぐろはえ縄漁業	我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海並びに北海道稚内市宗谷岬突端を通る経線以西、長崎県長崎市野母崎突端を通る緯線以北の日本海の海域を除く。）
小型するめいか釣り漁業	我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）から成る海域
暫定措置水域沿岸漁業等	一　漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第九条1に定める海域 二　漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第九条2に定める海域

（新設）

ロ　協定第九条1の⑻の点から⑯の点までを順次に直線で結ぶ線 ハ　協定第九条2の⑴の線 ニ　協定第九条2の⑵の線 ホ　協定第九条2の⑶の線	協定第二条2に定められた中華人民共和国の権限のある当局が発給した許可証を有する者
十二　漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定（以下この項において「協定」という。）第一条に規定する中華人民共和国の排他的経済水域のうち、黄海及び南シナ海の海域並びに次に掲げる線から成る線以西の海域 イ　北緯三十一度四十二分十二秒東経百二十一度五十三分五十五秒の点から北緯三十二度四十六分四秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点に至る直線 ロ　北緯三十二度四十六分四秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点から北緯三十度四十分十三秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点に至る直線 ハ　北緯三十度四十分十三秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点から協定第七条1の(a)の点に至る直線 ニ　協定第七条1の(a)の点から(e)の点までを順次に直線で結ぶ線 ホ　東経百二十一度五十七分十九秒以西の北緯二十七度十四秒の線	